FE9610058 FE9610063 FE9610064 FE9610065 FE9610066 FE9610067 FE9610070 FE9610073 FE9610074 FE9610079 FE9610080 FE9610081 FE9610082 FE9610084 FE9610085 FE9610088 FE9610090 FE9610092 FE9610095 FE9610099
FE9610100 FE9610101 FE9610103 FE9610104 FE9610105 FE9610108 FE9610110 FE9610111 FE9610112 FE9610134 FE9610141 FE9610151 FE9610153 FE9610161 FE9610173 FE9610176 FE9610177 FE9610190 FE9610192 FE9610196
FE9610220 FE9610225 FE9610235 FE9610236 FE9610238 FE9610242 FE9610249 FE9610255 FE9610256 FE9610279 FE9610288 FE9610289 FE9610336 FE9610342 FE9610360 FE9610364 FE9610366 FE9610376 FE9610378 FE9610380
FE9610389 FE9610410

試験地　那覇
FE9910005 FE9910008 FE9910010 FE9910016 FE9910022 FE9910026 FE9910038 FE9910041 FE9910042 FE9910051 FE9910055 FE9910058 FE9910059 FE9910063 FE9910069 FE9910075 FE9910081 FE9910083 FE9910114 FE9910115
FE9910119 FE9910121 FE9910127 FE9910157 FE9910159 FE9910181 FE9910182 FE9910187 FE9910188 FE9910202 FE9910207 FE9910216 FE9910217 FE9910224 FE9910225 FE9910234 FE9910243 FE9910253 FE9910259 FE9910267
FE9910283 FE9910287 FE9910292 FE9910295 FE9910297 FE9910298 FE9910307 FE9910313 FE9910314 FE9910316 FE9910335 FE9910355 FE9910357 FE9910361 FE9910375 FE9910380 FE9910385 FE9910388 FE9910392 FE9910396
FE9910398 FE9910405 FE9910420 FE9910425 FE9910435 FE9910437 FE9910438 FE9910465 FE9910471 FE9910483 FE9910496 FE9910498 FE9910499 FE9910510 FE9910511 FE9910522 FE9910537 FE9910538 FE9910540 FE9910549
FE9910550

公　告

諸　事　項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成24年６月６日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　野﨑　幸一　昭和22年７月11日生
税理士名簿登録番号　第81523号
税理士事務所　北海道札幌市豊平区西岡４条１丁目13番15号
住所　北海道札幌市豊平区西岡４条１丁目13番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成24年６月５日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　久保ノ谷司光　昭和24年７月10日生
税理士名簿登録番号　第35761号
税理士事務所　茨城県つくば市松代２丁目10番５号
住所　茨城県土浦市港町二丁目３番８号

下記の法人については、税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の20第１項の規定に基づき、平成24年６月５日から１年の業務の全部の停止の処分を行ったので、同法第48条の20第２項において準用する同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士法人　税理士法人N　平成20年１月４日設立
税理士法人名簿税理士法人番号　第1586号
税理士法人事務所　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町１丁目６番２号横浜Nビル

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月７日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　松田賢一郎　昭和40年８月11日生
税理士名簿登録番号　第90397号
税理士事務所　千葉県千葉市中央区千葉港８番４号日本興亜ビル１階
住所　千葉県千葉市美浜区真砂３丁目９番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成24年６月５日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　荒谷　亮輔　昭和31年１月13日生
税理士名簿登録番号　第58344号
税理士事務所　愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目13番18号吉田マンション305号
住所　愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目14番25号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成24年６月４日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

弁護士　尾関闘士雄　昭和７年１月18日生
弁護士名簿登録番号　第7743号
弁護士事務所　愛知県名古屋市東区主税町４―68
住所　愛知県名古屋市東区主税町４丁目68番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成24年６月７日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　重廣　興蔵　昭和41年１月24日生
税理士名簿登録番号　第83043号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区道修町１丁目３番６号ＩＳＫビル６Ｆ祐盛和彦税理士事務所内
住所　大阪府守口市春日町２番14号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月５日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　神代　　隆　昭和26年８月26日生
税理士名簿登録番号　第83228号
税理士事務所　茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４―11―14
住所　茨城県那珂郡東海村舟石川駅西四丁目11番14号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成24年６月４日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　小池　義雄　昭和32年12月８日生
税理士名簿登録番号　第58902号
税理士事務所　東京都中野区中野５―60―13ＫＭビル３Ｆ
住所　東京都国立市北１丁目14番の55　1101

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月６日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　齊藤栄太郎　昭和37年２月27日生
税理士名簿登録番号　第96280号
税理士事務所　東京都千代田区神田松永町16番地内尾ビル
住所　埼玉県さいたま市緑区太田窪１丁目４番３号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成24年６月５日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成24年６月15日　財務大臣　安住　　淳

記

税理士　菅崎　俊彦　昭和18年７月17日生
税理士名簿登録番号　第77223号
税理士事務所　東京都立川市上砂町５丁目69番10号
住所　東京都立川市上砂町５丁目69番地の10